

住宅性能証明書発行業務手数料一覧

平成27年7月1日

1) 一戸建て住宅の場合

■ 住宅性能証明書

(税抜金額、単位：円)

種別	性能区分			手数料	
住宅の新築又は新築住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級	一般	50,000	
			審査の省略ができる場合	30,000	
		一次エネルギー消費量等級	一般	65,000	
			審査の省略ができる場合	40,000	
	耐震性		一般	65,000	
			審査の省略ができる場合	40,000	
	バリアフリー性		一般	50,000	
			審査の省略ができる場合	30,000	
	・審査の省略ができる場合とは、評価書等（設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。				
	既存住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級	一般	50,000
審査の省略ができる場合				30,000	
一次エネルギー消費量等級			一般	65,000	
			審査の省略ができる場合	40,000	
耐震性		一般	65,000		
		審査の省略ができる場合	40,000		
バリアフリー性		一般	50,000		
		審査の省略ができる場合	30,000		
・審査の省略ができる場合とは、評価書等（建設住宅性能評価書（新築・既存[既存住宅用家屋の取得の日から3年以上前の交付のもの]）、フラット35S適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。					

2) 共同住宅の場合（耐震性は別途見積り）

■ 住宅性能証明書

(税抜金額、単位：円)

種別	性能区分			手数料
住宅の新築又は新築住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級	一般	50,000
			審査の省略ができる場合	30,000
		一次エネルギー消費量等級	一般	65,000
			審査の省略ができる場合	40,000
	耐震性		一般	別途見積
			審査の省略ができる場合	
バリアフリー性		一般	50,000	
		審査の省略ができる場合	30,000	

	・審査の省略ができる場合とは、評価書等（設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。			
既存住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級	一般	50,000
			審査の省略ができる場合	30,000
		一次エネルギー消費量等級	一般	65,000
			審査の省略ができる場合	40,000
	耐震性	一般	別途見積	
		審査の省略ができる場合		
	バリアフリー性	一般	50,000	
		審査の省略ができる場合	30,000	
・審査の省略ができる場合とは、評価書等（建設住宅性能評価書（新築・既存[既存住宅用家屋の取得の日から3年以上前の交付のもの]、フラット35S適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。				

3) その他料金等

- 1: 現場審査において、再審査を行う場合の料金は、一回につき15,000円（税抜金額）とする。
- 2: 次に掲げる場合は、手数料を減額できるものとする。
 - ①センターが実施する他の業務を同時に引き受けた場合
 - ②審査が効率的に実施できるとセンターが判断をした場合
- 3: 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する戸建の住宅）の料金は、一戸建の料金を適用する。

4) 住宅性能証明書の再発行

1通につき、2,000円（税抜金額）

5) 手数料表記について

本手数料表に記載される料金は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条に規定されている総額表示義務に関する特例により税抜き表示とし、同法に定められた通り平成29年3月31日までの適用とします。